

【重要】中国湖北省武漢市における新型コロナウイルス

による肺炎の発生に関する注意喚起について(第2報)

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、本日(1月31日)、世界保健機関(WHO)は、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態(Public Health Emergency of International Concern, PHEIC)」を宣言したことに加え、外務省安全ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症のため、中国の湖北省以外の地域の感染症危険レベルがレベル2(「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください。」)に引き上げられました。

これを受け、学校法人松山大学 危機管理規程第7条に基づき、危機管理対策本部を設置し、本法人の関係者に下記の対応をすることといたしました。

記

1. 松山大学と松山短期大学の学生、ならびに本法人の教職員に対して、中国全土への「不要不急の渡航中止」を要請します。

【海外渡航に関する情報】

・外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp> (PC版、スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (モバイル版)

・在中国日本国大使館ホームページ

https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・外務省渡航登録サービス(滞在期間3カ月未満:「たびレジ」、3カ月以上:在留届)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

・外務省「たびレジ」登録サイト(「簡易登録」サイト)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

2. 中国から帰国(中国経由を含む)した学生・教職員は、発熱や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の(ア)又は(イ)に従って対応してください。なお、いずれの場合も松山大学総務部健康支援課(電話:089-926-7131)にもご連絡ください。

(ア) 帰国時点で発熱(37.5度以上)や呼吸器症状がある場合及び入国してから2週間の

間に発熱（37.5 度以上）や呼吸器症状が出た学生・教職員については、他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、すみやかに医療機関を受診してください。

（イ）現に症状がない学生・教職員は、帰国後2週間は外出を控え、自宅に滞在し、厳重な健康観察等を行ってください。症状が出現した場合には、他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、すみやかに医療機関を受診してください。

以上

2020（令和2）年1月31日

学校法人松山大学
理事長 溝上達也

松山大学
学 長 溝上達也

松山短期大学
学 長 溝上達也